

ハラスメント防止啓発委員会から

NON HARASSMENT MOVEMENT

安全で豊かなキャンパスライフのために

中央大学 ハラスメント防止啓発宣言

学校法人中央大学(以下「本学」といいます。)は、日本国憲法の精神に則り、「個人の尊厳」を尊重し、学生・生徒および教職員(以下「構成員」といいます。)等にとって快適な教育(修学・学習を含む)・研究、就業環境を作り出し、維持するために、「ハラスメント防止啓発ガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)を作成します。

本学は、豊かな人間性と国際性を兼ね備えた人材の育成をめざす教育・研究機関として、相互の人格を認めあえる環境を確保する責任を自覚し、ハラスメントのない快適な教育・研究、就業環境を作り出し、維持することに努めます。そのために、ガイドラインを構成員によく知ってもらい、これが守られるように努めるとともに、ハラスメントについて構成員が安心して相談することができる環境を作り、相談者および関連する人のプライバシーを尊重し、秘密を厳守して、真相解明・被害回復・再発防止等の適切な措置を迅速にとることを、ここに宣言します。

(『中央大学ハラスメント防止啓発ガイドライン』より抜粋)

ハラスメント防止啓発委員会とは

ハラスメント防止啓発委員会は、ハラスメント防止啓発のガイドラインを作り、防止啓発の基本方針や基本計画を作ります。委員会のもとに防止啓発支援室がおかれ、ここでは、相談を受けたり申し出のあった事案を処理します。実際にハラスメントが発生すると、当事者の修学、就労、日常生活のほかにも周囲の人々にも多大な影響が生じます。そのため、委員会では、防止啓発こそ最も重要なハラスメント対策と位置付けて活動しています。学内にポスターを掲示し、リーフレットを配布しています。毎年10月には、「ノン・ハラスメント」のキャンペーンを、学生有志で作るノン・ハラスメント・プロジェクトチームと共同で行っています。

ノンハラスメントマーク



マークに込められた想い

「温かさ」の赤

「冷静さ」の青

「穏やかさ」の緑

ハラスメントとは

本人の意図に関わらず、相手方が不快に思ったり、不利益を受けたと感じた場合、その発言や行動はハラスメントです。ハラスメントは人権侵害行為であり、その発生によって、被害者の修学、就業環境は大きく損なわれます。

ハラスメントは、日常の互いの人格の尊重に基づいた関係、信頼関係が築かれていれば防げるものです。ハラスメントに限らず、互いの人格を尊重する意識が確立していないと、差別の問題も生まれやすいものです。相手も自らと同様の人権をもっていることを認めること、さまざまな人間が共に生きる社会において、相手の意思を尊重することが何よりも肝要であることを常に確認しあっていくことが大切です。

相手が望まない不快な発言や行動はハラスメントです

相手が望まないことを要求し、相手が「NO」を言ったことに対し 不利益を与えたり、それをほのめかしたりすること、あるいは、力関係が背後にある状況で、相手が「NO」を言えない、言いにくいにもかかわらず、不快な発言や行動をとることは、ハラスメントです。

ハラスメントの種類

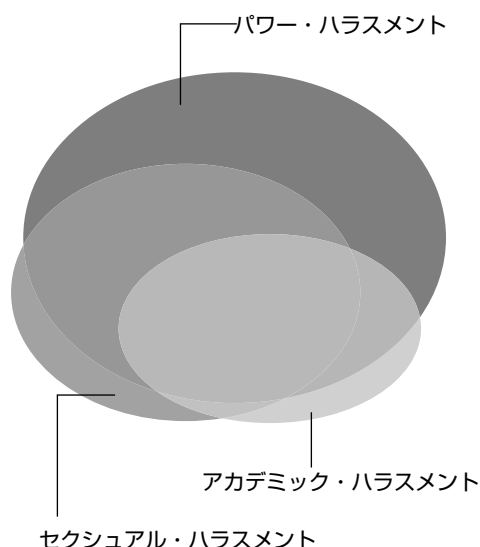
教育・研究、就業の場におけるハラスメントについて、便宜上3つ(セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント)とその他に分類して紹介します。しかし、典型的な3つの概念にあてはまる場合もありますが、相互に複雑に絡みあいながら発生することも多く、それぞれの境界は明確なものではありません。

本学におけるハラスメントの定義

教育・研究、管理的業務に関連して、一方の当事者が他方の当事者の性別、性指向、年齢、身体的状況ないし特性、出身地、家族関係、信条、国籍、民族、人種、職業、その他の社会的地位等の個人的属性および人格に関し、他方の当事者の意に反する発言や行動を行い、これにより他方の当事者に不利益や損害を与え、または個人の尊厳もしくは人格を侵害することをいいます。

ハラスメント防止啓発ガイドラインは、本学の学生、生徒、教職員のほかに、学内のさまざまな立場で学修、研究にかかわる人、就業している人々を構成員として適用範囲にしています。また被害/加害のどちらか一方が本学構成員である場合もガイドラインが適用されます。

ハラスメントはさまざまな場所で起こります。教育、研究の場以外にも、ゼミやサークル活動、合宿・コンパ、あるいは学外での調査、研究活動、懇親会もガイドラインの適用範囲となります。詳細は、中央大学ホームページのハラスメント防止啓発ガイドラインを参照してください。
http://www.chuo-u.ac.jp/chuo-u/community/g02_j.html



セクシュアル・ハラスメント

教育・研究に関連して、一方の当事者が他方の当事者の意に反する性的な発言や行動を行い、これにより他方の当事者に不利益や損害を与え、または個人の尊厳もしくは人格を侵害することをいいます。

◆たとえば.....

- 卑猥な発言、容姿・容貌に関する性的発言をすること。
- 指導教員が頻繁に特定の学生を研究室に呼びつけ、手伝いを頼み、帰りに食事に誘い、手などを握ったりすること。
- ゼミやサークルのコンパにおいて、女子学生に教員の隣に座ることや、お酌をすることを強要すること。また、カラオケでデュエットを強要すること。
- 本人の同意なく不必要に身体にさわること。
- ゼミや授業、サークル等の多様な場において、友人同士等で、恋愛経験や性体験など、個人的な性的話題を持ち出し質問すること。また、無理やり答えさせようとするなどすること。
- 「男らしくない」「女のくせに」「女性(男性)だから」「女(男)みたい」、「女性(男性)だから～すべき(してはいけない)」等の固定した性別役割を持ち出して発言をすること。
- つきまとい行為(ストーキング)をしたり、無理やり性的な欲求に従わせること。

アカデミック・ハラスメント

教育・研究活動上指導的立場にある者が、その指導をうける者に対し、その意に反する差別的な発言や行動を行い、その指導をうける者の自由で主体的な学修活動や研究活動、円滑な職務遂行活動を妨げ、個人の尊厳または人格を侵害することなどをいいます。

◆たとえば.....

- 指導教員が教育・研究上必要のない私的な業務を行うよう指導を受ける者に強く要求すること。また、この場合、指導を受けるものが要求に応じないときに、報復的な差別行為を行ったり、評価を適切に行わないこと。
- 正当な理由なく、研究のために必要な文献、図書、資料、機器類等の使用を制限したり、廃棄したりして、研究活動を妨げるなどすること。
- 教員が学生や院生に対し、食事やデートの誘いなど、個人的なつきあいや交際を強要すること。また、応じなければ、成績評価について不利益になると言うこと、または、それをおおわせること。
- 適正な指導の範囲を超えて、研究上の不十分な点について、大声で叱責したり、暴言を繰り返すこと。

パワー・ハラスメント

管理的業務上優越的立場にある者が、その監督し、指導し、育成する権限を不当に行使し、または職務遂行上従属的立場にある者に対し就業の環境を悪化させることを示唆することにより、職務遂行上従属的立場にある者に対し、その意に反する不当な取扱いを行い、不利益や損害を与え、または個人の尊厳もしくは人格を侵害することをいいます。

◆たとえば.....

- 指導的立場にある者が指導を受ける者に対して、失敗やミスを繰り返して追及したり、大声で叱責すること。
- 集団で個人をいじめること。
- 指導的な立場にある者が指導を受ける者に対して、「ばか」「無能」など、人格を侵害するような侮辱的な発言をしたり、誹謗中傷・うわさ等を流すこと。

その他のハラスメント

◆たとえば.....

- 飲み会等で、参加者に飲酒を強要すること。
- ゼミやサークルのメーリングリスト、ホームページやブログ、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)などで、人格を侵害するような侮辱・中傷・虚偽のうわさ等を流すこと。
- 執拗にメールを送信したり、ネット掲示板やチャットなどで個人を特定して嫌がらせをすること。
- 恋人や交際相手に身体的、精神的、性的な暴力をふるうこと。
- 同性愛者やトランスジェンダー等の性的少数者を侮辱したり、存在を無視したりすること。

いやだな、おかしいな、 不快だなと思ったら

不快だと思うあなたの気持ちを早めに、率直に、はっきりと相手に伝えることがハラスメント防止につながります。相手を傷つけないように配慮した婉曲な言い方や態度は、相手に伝わらないことが多くあります。自分が不快に感じることや、して欲しくないことをいつも自分の中ではっきりさせておくことは大切です。

被害にあったのは決してあなたのせいではありません。相手が力関係で優位に立っていて、不快だという気持ちを一人で伝えることが難しいければ、信頼できる周りの人の力を借りることも考えてください。それでも、状況によっては、不快だと思うあなたの気持ちを言うことが難しい場合があります。拒否することが容易でない場合や、注意しても相手がその行為をやめないとき、相手があなたにとって不利益な行動にでるときは、一人で解決しようと思わずに、信頼できる人、あるいは、ハラスメント相談窓口にご相談してください。

中央大学は、あなたをサポートし、ともに解決に向かって努力します。

ハラスメントと思われる場面を目撃したら

- 見て見ぬふりは、ハラスメントに加担していることにもなりかねません。もし、可能であれば、その場で注意しましょう。
- 被害にあった人の話を聴いてあげて、「被害にあったのはあなたのせいではない」と伝えましょう。
- 被害にあった人がどうしたいのか尋ねましょう。あなたが証人になることもできますし、必要に応じて、ハラスメント相談窓口まで行くように勧めたり、同行することもできます。

誰でも相手の意に反する行動を、無意識にせよ、行ってしまふことがあります。このような行動を行わないよう自覚すると共に、周りにいる人が率直に注意できる風通しのよい人間関係をつくりましょう。

ハラスメント相談

「これはハラスメントかな？」と思ったら

被害にあったのは決してあなたのせいではありません。一人で悩まず、ハラスメント相談窓口にご相談してください。

- いつ、どこで、何をされたなど、なるべく詳細な記録をとっておくことが大切です。正確な記録は、迅速な解決に役立ちます。
- 脅迫、不快な内容のEメール、電話やFAXなどがあった場合も、記録を保管しておくことが大切です。
- 事態が深刻にならないうちに、ハラスメント相談窓口にご相談してください。

ハラスメント相談窓口

相談をしやすい窓口をお選びください。

ハラスメント防止啓発支援室

tel. 042-674-3507

fax. 042-674-2060

e-mail:harass-soudan@tamajs.chuo-u.ac.jp

手紙 〒192-0393 八王子市東中野742-1

中央大学ハラスメント防止啓発支援室宛

学生相談室

tel. 042-674-3481(多摩キャンパス)

tel. 03-3817-1724(後楽園キャンパス)

専門職大学院事務部

tel. 03-3513-0316(国際会計研究科事務課)

tel. 03-5368-3513(法科大学院事務課)

tel. 03-3817-7484(戦略経営研究科事務課)

通信教育部事務室

tel. 042-674-2347

tel. 042-674-2346

※ハラスメント防止啓発支援室の開室時間・ハラスメント対策の詳細は、中央大学公式ホームページ (<http://www.chuo-u.ac.jp/>) をご覧ください。

携帯電話のバーコードリーダーで画像を読み取ってご利用ください。

(※一部機種によってはご利用いただけない場合があります。)

